

令和 5 年度 2025 年日本国際博覧会大阪・関西万博ベストプラクティス 選定事務局運営等業務委託に係る提案公募要領

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「万博」という。）におけるベストプラクティスの選定業務を実施する予定です。

本業務は、ベストプラクティスの応募受付、応募受付フォームの作成、リクルート活動、選定事務局の運営等のベストプラクティス選定に関わる業務を行うものです。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、多岐にわたる分野での円滑な調整と実施が必要であることから、業務計画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

令和 5 年度 2025 年日本国際博覧会大阪・関西万博ベストプラクティス選定事務局運営等業務

(1) 業務概要

「仕様書」のとおり。

※「2022 年度までの実施事項」に関する資料は、「先行成果物開示請求書兼守秘義務誓約書」（様式 1）を提出した者に限り開示する。

(2) 委託上限額

112,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

（2023 年度の事業企画については、70,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）
以内で提案すること。）

※ 契約締結日～2024 年 12 月 31 日（火）までの上限金額

【※】2024 年度の契約について

○ 業務の継続性・発展性を考慮し、以下に掲げる場合を除き、2024 年度も本事業者募集で選定された事業者、（以下「受託事業者」という。）と契約する予定。

なお、2024 年度の事業について、契約しない場合、受託事業者にはいかなる権利・効力も発生しない。また、受託事業者が負担した次年度以降の準備費用等について、協会は負担しない。

- ・次年度の事業費が確保できなかった場合
- ・「事業者選定・評価委員会」（「3 事業評価」参照）の評価を踏まえ、受託事業者と継続して契約することが適当でないと判断された場合
- ・事業者選定・評価委員会時に経済産業省または大阪府もしくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者である場合
- ・受託事業者の責により、継続して契約する事が困難と判断した場合
- ・事業を中止せざるを得ない場合など、事業の継続を困難と判断した場合

2 スケジュール

2023年4月21日（金）	公募開始、質問受付
2023年5月9日（火）	質問締切
2023年5月12日（金）まで	質問回答
2023年5月19日（金）	提案書類提出の締切
2023年5月下旬	選定委員会・審査結果の公表
2023年6月上旬	契約締結
2024年3月31日（日）	2023年度業務終了

3 事業評価

事業者選定・評価委員会の開催

発注者はPDCAの徹底の観点から事業者選定・評価委員会を設置し、「2023年度の事業実績」と「2024年度の事業企画案」の評価を行います。この評価は、2024年度の事業を受託事業者に継続して委託するかどうかを決定する際の基礎となります。

なお、事業者選定・評価委員会は2024年1月上旬に開催予定です。

（評価項目：予定）

○2023年度の事業実績については、応募事業が事業計画に基づき効果的に展開されたか、また、リクルート手段が効果的であったか。また当初の各種目標（応募数等）が達成できたか。

○2024年度の事業企画案については、2023年度事業の結果をふまえ、当初提出された企画案より、より一層ブラッシュアップされているか。実施に向け関係者等との調整を踏まえたものとなっているか。等

4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していれば良い。）

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省または大阪府もしくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 次に掲げるア・イのいずれか1業務を履行した実績があること。

ア BIEの承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会又は、平成元年以降に開

催された地方博覧会に係る公募運営事務局業務の経験を有すること。

イ 過去に自治体、官公庁、大型イベント等に係る公募運営事務局業務の経験を有すること。

(6) 応募前に協会に先行成果物開示請求書兼守秘義務誓約書（様式 1）を提出していること。

5 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は最初に先行成果物開示請求書兼守秘義務誓約書（様式 1）を提出すること。これらの書類を提出した者に限り、「2022 年度までの実施事項」を開示する。詳しい応募手続等は、以下のとおり。

「4 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2023 年 4 月 21 日（金）から 2023 年 5 月 19 日（金）17 時まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

※「2022 年度までの実施事項」に関する資料は、先行成果物開示請求書兼守秘義務誓約書（様式 1）提出後に電子メールで配布。

ウ 受付期間

2023 年 4 月 21 日（金）から 2023 年 5 月 19 日（金）17 時まで

エ 受付場所

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 共創推進課（担当：澤田、佐伯）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

オ 提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納した PDF ファイル）は郵送により提出すること（持参による提出は不可・5 月 19 日（金）までの消印のあるものを有効とする）。併せて必ず受付期間中（締切日 19 日は 17 時まで）に電子メール（kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp）で応募書類のデータを送信すること。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【「2022年度までの実施事項」開示に必要な書類】

「先行成果物開示請求書兼守秘義務誓約書」（様式 1）

※上記を提出した者に限り、「2022年度までの実施事項」を開示する。

※「先行成果物開示請求書兼守秘義務誓約書」（様式 1）は、電子メールにてデータにて送付した後で紙にて提出すること。（紙）は持参による提出は不可・郵送による提出は 5 月 12 日（金）までの消印のあるものを有効とする）。（kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp）

【応募時に必要な書類】

※なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

- ア 応募申込書（様式 2：原本 1 部）
- イ 提案書
- ① 業務計画提案書（作成にあたっては仕様書「6(3) 提案書の作成について」を参照：原本 1 部、副本 10 部、副本の電子媒体）
 - ② 工程表（作成にあたっては仕様書を参照：原本 1 部、副本 10 部、副本の電子媒体）
 - ③ 応募金額提案書（様式 3：原本 1 部、副本 10 部、副本の電子媒体）
 - ④ 積算内訳表（様式 4：原本部 1 部、副本 10 部、副本の電子媒体）
- ウ 業務実績申告書（様式 5：原本 1 部、副本 10 部）
- ※ 4 (5) 公募参加資格の履行実績を記載すること。
- エ 共同企業体で参加の場合
- ① 共同企業体届出書（様式 6：原本 1 部）
 - ② 共同企業体協定書（写し）（様式 7：副本 1 部）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式 8：原本 1 部）
- カ 持続可能性の確保に向けたチェックシート（様式 9：原本 1 部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）
- ク ①法人登記簿謄本（1 部）
- ・ 法人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
- ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
- ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
- ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
- ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- サ 使用印鑑届（様式 10：原本 1 部）
- シ 持続可能性確保に向けた誓約書（様式 11：原本 1 部）
- ス 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 12：原本 1 部）
- ※ なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから 2 営業日後の 17 時までに提出をすること。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ A4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R 等）に格納した PDF ファイルでも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「令和5年度2025年日本国際博覧会大阪・関西万博ベストプラクティス選定事務局運営等業務」

提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

6 説明会

実施しない。

7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2023年5月9日（火）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（kiunjyosei-proposal@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【質問】令和5年度2025年日本国際博覧会大阪・関西万博ベストプラクティス選定事務局運営等業務委託」と明記し、質問内容を「質問票」（様式13）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可。

※質問への回答は、メール送信により行う。

8 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、応募金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査にて行う。なお、場合によってはプレゼンテーションを求めることがある。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容（評価のポイント）	配点
1 案件目的及び内容の理解度	本案件の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされており、大阪・関西万博におけるベストプラクティスの理念に沿った内容になっているか。	30点
2 実施体制	・審査・事務局の運営体制が適切かつ十分なものであるか。 ・審査・事務局の運営スケジュールや手順などが明確かつ無理な工程となっていないか。	20点
3 (1) 企画内容	海外リクルートについて、リクルート方法、リクルート先がベストプラクティスに相応しい活動を探し、応募に結びつける実効的な内容なものになっているか	20点
(2) 企画内容	選定の全過程について公平性、透明性が確保されたものになっているか	20点
4 価格点	○価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【令和5年度2025年日本国際博覧会大阪・関西万博ベストプラクティス選定事務局運営等業務委託提案公募について】において公表する。[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

- ① 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CESTRUST-Lightサ

ービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。

- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、年度ごとに成果物の納品が完了次第、協会が検査を実施し、その検査に合格した場合、契約書で定める金額を支払うこととする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書を提出すること。(様式11：原本1部)
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

10 持続可能性の確保

(1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

(2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)

(3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

(4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。

る。ただし、契約相手方が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

(5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

1 1 その他

(1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等を遵守すること。